

○財務省告示第三百九十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十二年十一月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年十二月三日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第三

回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。利回りを競争に付して行われる

四 発行方法

入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利

回り競争入札発行」という。）及

び利回り競争入札の募入の決定

をした後に行われる入札であつ

て、財務大臣が各国債市場特別

参加者ごとに応募限度額を定め

るものによる発行（以下「国債

市場特別参加者・第Ⅱ非価格競

争入札発行」という。）

五 募入決定の

方法

イ 利回り競争入札発行

各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割

十 十 十 十
 三 二 一 一
 の 経 利 発
 払 過 行 行
 込 利 価
 み 子 率 格 日

十 四
 初 期 利 子

(一) 年 銭 額 平 ず
 二 ・ 二 パーセント
 は、募入決定の通知を受けた者
 式により払込金額を加えた第
 十号の規定する期日に払い込
 むものとす。期日に払い込

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.2 \times 53}{100 \times 365}$$

(二)
 発行時に、おいて、その利子
 に係る所得税が、源泉徴収され
 るものとして、又は振替口座簿
 の口座記載又は記録されるもの
 のに、ついで、又は前記(一)の
 金額より算出した金額から、該
 金額(たし、の二十乗じた金額
 額)を、おいて、又は、前記(一)
 住者に、又は、外国に、又は、
 に出した金額に、又は、前記(一)
 出た金額に、又は、前記(一)の
 は、外国に、又は、前記(一)の
 得税の税率を乗じた金額を、
 控除することができる。
 平成二十三年三月十日を、
 期とし、次の算式により、
 た金額を支払う。ただし、
 が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う。

下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

| | | | | | | | |
|-----|----------|---------------------------------------|-----------|-------------|------|---------------|--------------|
| 十五 | 第二期以後の利子 | 毎年三月二十日及び九月二十日を以て、その日以前六月間に属する利子を支払う。 | 平成六年三月二十日 | 額面金額百円につき百円 | 日本銀行 | 財務大臣から通知を受けた者 | 平成二十二年十一月十二日 |
| 十六 | 償還期限 | | | | | | |
| 十七 | 償還金額 | | | | | | |
| 十八 | 元利支 | | | | | | |
| 十九 | 払場所 | | | | | | |
| 二十 | 入札参加 | | | | | | |
| 二十一 | 払込期日 | | | | | | |